

# 福島のおゆき国会日誌

## < 憲法審査会で初質疑 憲法の本質に迫る >

8日の憲法審査会で初質疑に立ちました。デジタル社会における憲法問題について、参考人の山本龍彦慶應義塾大学大学院教授などに対して質疑をいたしました。

デジタル化によって、個人の怒りや憎悪といった負の感情をあおって人間の無意識にまで働きかけを行い、個人の認識そのものに影響を及ぼす可能性があります。憲法第19条では、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と規定されていますが、デジタル技術によって無意識のうちに思想の自由が侵されている可能性があるのです。

西欧文明が近代化の過程で生み出した憲法や立憲体制は、自立した個人がいて、それらの人間が集まって作り出す国家や権力とその個人の権利をどう調整していくのかを憲法で規定し、憲法の制定そのものに個人が関与する民主制によって、ガバナンスがなされる仕組みになっています。しかし、GAFに代表されるメガ・プラットフォームは、国家権力の及ぶものではなく、個人が関与することもできません。そうした中で、デジタル化が個人のあり方、人間存在そのもののあり方、国家のあり方を根本的に変容しつつあります。

山本先生には、そうしたことを受けて、近代化の元祖の欧米ではどのような議論がなされているのかを問い、憲法という概念そのものを根本から問い直さなければならないのではないかとという本質的な議論を行いました。たった10分間の時間ですので、さわりだけしか質問できませんでしたが、今後憲法を論じるにあたっての重要な論点であり、議論に当たっては法律論だけでなく技術論、哲学など広範な知識と教養が必要となることだと考えます。私も、さらに研究を深めてまいります。



## < 救済を優先 旧統一教会問題救済法案に賛成 >



6日から衆議院の本会議で、いわゆる旧統一教会問題をめぐる被害者救済新法が審議入りし、私たちの会派有志の会でも消費者庁の担当からヒアリングを行いました。

私は、宗教の名を借りた不法行為を取り締まる法律は必要だと考えますが、信仰の自由などの憲法上の自由権との兼ね合いは慎重に議論しなければならないと考えます。立法化は、極めて難易度が高いのです。そして、そうしたリベラルの観点からの議論がこれまで国会でほと

んど行われていないことも、大きな問題だと感じます。

国会に提出された法案は旧統一教会の問題への対応のためだけの法案ではなく、靈感商法一般やNPOや政治団体なども含む寄付一般に対する規制法です。こうした法律は、改廃されない限りずっと効力を持つものですから、旧統一教会問題以外に適用される時にどうなるのかということを考えなければなりません。

この政府案では、立憲民主党のマインドコントロール禁止案に比べて、憲法違反を回避する工夫がなされていますが、やはり不当寄付の禁止行為の違反に対する行政措置や罰則を、内閣総理大臣に委任された消費者庁長官が裁量をもってできるなど、権力の濫用のおそれがあるものとなっています。

私たち有志の会は、こうした決定的な欠陥があることを認めながら、今は旧統一教会に関わる被害者の救済が喫緊の課題であり、ヒアリングを通じて私たちと同じ問題意識を政府の担当部署が認識していることを確認し、憲法に整合的な内容となっている点を評価して、賛成することといたしました。